

動薬協会発 26 号  
平成24年1月23日

社団法人日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会  
理事長 岡本 雄平  
(公印省略)

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の実施等について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



23消安第5132号  
平成24年1月17日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の実施等について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。



写

23消安第5132号

平成24年1月17日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の実施等について

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成23年9月12日付け23消安第3135号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づいて調査を実施していただき、その結果について、当省ホームページにおいて公表しているところですが、その中で、飼養衛生管理に不備がある農場（改善指導中の農場）が調査対象農場の約20%に上ることが判明しました。

一方で、①我が国においては、昨年11月に島根県のコハクチョウの死体から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N2亜型）が分離されていること、②今年4日に宮城県のおオハクチョウの死体からA型インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されていること、③近隣のアジア諸国では引き続き高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が認められていること等から、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入が懸念されます。また、過去の我が国における本病の発生状況等からみても、今後本病の発生リスクが最も高い時期が続きます。

これらのことを踏まえ、各都道府県におかれましては、改善指導中の農場及び各都道府県において立入調査が必要と考える農場について、再度、下記の1のとおり飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底を行っていただき、本病ウイルスの侵入防止に万全を期するようお願いいたします。

また、低病原性鳥インフルエンザについても早期発見に万全を期する必要があることから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）の第3の2に基づく強化モニタリングの実施に際しては、下記の2を再確認していただくとともに、モニタリングの実施等に伴い家きん飼養農場に立ち入る際には、下記の3について御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

## 記

- 1 家きん飼養農場における飼養衛生管理の改善状況の確認及び指導の徹底について  
強化通知により実施した家きん飼養農場における飼養衛生管理の確認の結果、現在も改善指導中の農場及び各都道府県が必要と考える農場に、再度、立入調査等により改善状況を確認すること。その結果、改善されていない場合には、改めて改善するよう指導すること。なお、今般の立入調査による改善指導の結果については、「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査結果の最終的な取りまとめについて」（平成23年12月9日付け農林水産省消費・安全局長動物衛生課国内防疫調整官事務連絡）により提出いただいた別添様式を更新し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙のとおりとする）。
- 2 防疫指針の第3の2に基づく強化モニタリングの対象農場の選定について  
強化モニタリングの対象農場の選定に当たっては、防疫指針に基づき、無作為性を確保することが重要であり、無作為性が確保されていない場合にはモニタリングの正確性が下がり、本病の見逃しにも繋がりがかねない。このことから、防疫指針の第3の2及びそれに基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3409号農林水産省消費・安全局長通知）の第3を再度確認の上、適切に強化モニタリングの対象農場を選定すること。
- 3 モニタリングの実施等に伴い家きん飼養農場に立ち入る際の留意事項について  
防疫指針の第3に基づくモニタリングの実施に伴い家きん舎内へ立ち入る際には、臨床検査を行うこととされているが、その際には、臨床症状の有無に加えて、産卵率、飼料消費量、増体量等の飼養管理に係る指標を確認すること。また、上記1により家きん飼養農場に立ち入る際も同様に、飼養管理に係る指標を確認すること。その結果本病の感染が疑われる場合には、動物衛生課に連絡した上で、防疫指針の第4に準じて対応すること。なお、農場に立ち入る際は、防疫指針の第3の4を遵守すること。

(別紙)

家きんの飼養農場における飼養衛生管理の改善状況の確認及び指導の徹底について

1 目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあつては、10羽以上）の家きんの所有者の農場

3 確認の方法

別添の飼養衛生管理チェック表を活用し、これまでの調査の結果、飼養衛生管理に不備があり、改善指導中の農場及び各都道府県において立入調査が必要と考える農場について、再度、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、改めて改善指導を行うこと。

なお、大規模農場等で複数名による確認が必要な場合には、そのうちの少なくとも1名は家畜防疫員とし、残りの者は家畜防疫員が適当と認める者（都道府県及び市町村の畜産関係職員、家畜共済の獣医師等）として差し支えない。

また、改善指導した点について直ちに改善することが困難な場合には、改善の目途等について確認の上、後日、その改善状況を確認すること。

4 報告の方法

別添様式による「飼養衛生管理状況確認結果報告書」を更新し、動物衛生課担当者宛て（kokunai\_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成24年2月29日（水）

6 その他

(1) 4により提出された飼養衛生管理状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。

(2) 指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5の規定による指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、同法第12条の6第1項の規定による勧告）等を検討すること。



(県名)

(平成24年2月29日現在)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+③)	①うち適切な飼 養管理が行われ ていた農場	②うち指導を行った農場(※1)		③うち未確認の 農場	改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を記載してください。改善済みの項目は○、改 善指導中の項目は●など、分かるように記載してください。	※2改善指導中の農場の改善見込み時期
			改善済み	改善指導中			
きじ	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
ほろほろ鳥	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
七面鳥	1,000羽以上						
	100~1,000羽 未満						
だちょう	10羽以上						
計	0	0	0	0	0		

(備考)

- 1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)毎に分類すること。複数の飼養形態で飼養している農場は、主たる飼養形態でカウントすること。
- 2 記載例:○農場中△農場については×月中に改善予定。



## 飼養衛生管理チェック表 ～その1～

チェック項目	評価	備考
1 人・車両等による病原体の侵入防止		
(1) 農場出入口		
① 農場への人・車両の入場制限		
・ 農場出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者の立入制限をしていますか		
・ 入場車両の農場内での移動を限定していますか		
② 入場車両・物品の消毒		
・ 入場車両の消毒を行っていますか		
・ 農場へ持ち込まれる物品を洗浄し、又は消毒していますか		
③ 農場専用衣服等への更衣		
・ 更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等に付着しないような構造になっていますか		
・ 農場内専用の衣服、履物等は、清潔に保たれていますか		
・ 農場入場者は、農場内専用の衣服、履物等に着替えていますか		
④ 消毒設備の設置		
・ 消毒液は、効果が減衰する前に交換していますか		
(2) 家きん舎出入口		
① 部外者の入場制限		
・ 部外者の家きん舎への入場は禁止していますか		
② 家きん舎専用の衣服等への更衣		
・ 更衣場所は、家きん舎外の汚れが家きん舎内に持ち込まれないような構造になっていますか		
・ 家きん舎入場者は、家きん舎内専用の衣服、履物等に着替えていますか		
・ 家きん舎内専用の衣服、履物等は、清潔に保たれていますか		
③ 消毒設備の設置		
・ 消毒液は、効果が減衰する前に交換していますか		
④ 器材等の洗浄・消毒		
・ 家きん舎内に持ち込まれる器材等を洗浄し、又は消毒していますか		
(3) 家きん舎内		
① 家きん舎内の消毒		
・ 家きん舎ごとに入口に消毒設備を設置していますか		
・ 消毒液は、効果が減衰する前に交換していますか		
・ 各家きん舎内に手指用の消毒設備を設置していますか		

注：評価欄 ・適正に行われている場合 :○

・適正に行われていない場合 :×

・行う必要がない項目 :ー



飼養衛生管理チェック表～その2～

チェック項目	評価	備考
<b>2 野鳥・野生動物からの病原体の侵入防止</b>		
(1) 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか		
・ 家きん舎		
・ 袋詰め飼料などを保管する倉庫		
・ 鶏糞処理施設		
・ 防鳥ネットの網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものを使用していますか		
・ 防鳥ネットは、上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか		
・ 防鳥ネット等は、破損が見つかったら、直ちに補修していますか		
・ 防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか		
(2) 家きん舎入場後の閉扉		
・ 家きん舎の中に入ったら、直ちに扉を閉めていますか		
(3) ねずみの駆除		
・ 防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか		
・ ねずみの侵入経路を確認し、侵入防止措置を講じていますか		
<b>3 飲用水・飼料の汚染による侵入防止</b>		
(1) 飲用水の汚染防止		
・ 新鮮な水道水を使用していますか(貯留したままにすると塩素濃度が低下します)		
・ 水道水以外を使用する場合には、異物が混入するおそれがある場合には消毒していますか		
(2) 飼料の汚染防止		
・ 飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか		
・ 倉庫は、家きん舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか		
・ 倉庫は、家きん舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか		
<b>4 家きん舎内外の整理・整頓・清掃</b>		
・ 家きん舎内外の清掃を定期的に行っていますか		

注: 評価欄 ・適正に行われている場合 :○

・適正に行われていない場合 :×

・行う必要がない項目 :ー



飼養衛生管理チェック表～その3～

チェック項目	評価	備考
<b>5 家きんの健康管理及び取扱い</b>		
(1) 導入家きんの健康確認		
・ 導入家きんの健康状態を確認していますか		
(2) 死亡家きんの取扱い		
・ 死亡家きんは、毎日取り出し、その羽数を記録していますか		
・ 死亡家きんの羽数が多い場合には、直ちに家畜保健衛生所に届け出ていますか		
(3) 出荷家きんの引渡し		
・ 家きんを出荷する際に、関係者や物品の消毒をしていますか		
(4) 家畜保健衛生所等への連絡		
・ 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡していますか		
(5) 家きんの抵抗性の向上		
・ 良好な家きん舎環境や適正な飼料の給与に心掛けていますか		
<b>6 家きん糞の処理</b>		
・ 未処理の家きん糞を農場外へ持ち出す場合には、専用の衣服や靴を使用し、持ち出す前後に車両の消毒を行っていますか		
・ 運搬車両からの家きん糞のこぼれ防止をしていますか		
・ ホコリの飛散防止をしていますか		
<b>7 従業員の知識の習得</b>		
・ 日頃から従業員の高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか		

注: 評価欄 ・適正に行われている場合 :○  
 ・適正に行われていない場合 :×  
 ・行う必要がない項目 :ー

評価外のチェック項目(今回の調査では指摘事項に入れていただかなくても結構です)

1	衛生管理区域は設定できていますか		
2	埋却、焼却又は化製処理の準備はできていますか		
3	適正な飼養密度で飼養していますか		